

気象情報提供業務の適正な運営の確保について命令を發しました

気象庁は、3月13日付けで、(財)気象業務支援センターに対し、気象業務法第24条の33により準用する法第24条の14に基づき、再発防止の徹底を図るための措置を講ずることを命令しました。

1. 3月9日(月)午前3時10分、(財)気象業務支援センターの気象情報配信システムに障害が発生し、復旧までの約17時間、国民の皆様に、注意報、天気予報、アメダスなどの観測データを迅速に提供できなくなりました。
2. 復旧までの間、情報の受け手である報道機関や民間の気象事業者に多大な迷惑をかけ、ひいては天気予報においてアメダスデータが表示できなくなる等国民へも影響を与えました。
3. 現在、支援センターが詳細な原因の究明中です。これまでも(財)気象業務支援センターから事情を聴取していたところですが、再発防止の徹底を図るため、別添の通り(財)気象業務支援センターに対して気象業務法に基づき再発防止の措置を求める命令を出しました。

(監督命令)

第二十四条の十四 気象庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(準用規定) (抜粋)

第二十四条の三十三 (略) 第二十四条の十四の規定は、センターについて準用する。この場合において、第二十四条の十四中「試験事務」とあるのは「第二十四条の二十九に規定する業務」と読み替えるものとする。

(注) 「第二十四条の二十九に規定する業務」とは、ここでは「情報提供業務」である。

本件に関する連絡先：

気象庁総務部民間事業振興課

03-3217-1035 (直通)

気民第170号
平成21年3月13日

財団法人気象業務支援センター
理事長
長坂 昂 一 殿

気象庁長官
平 木 哲

気象情報提供業務の適正な運営の確保について（命令）

平成21年3月9日に貴センターにおいて発生した電文形式データ配信システムの障害については、復旧まで17時間という長時間を要するものであり、その間情報の受け手である報道機関や民間の気象事業者へ多大な迷惑をかけ、引いては国民へも影響を与えることになったことは、誠に遺憾である。

よって、気象業務法第24条の33により準用する法第24条の14に基づき、早急に原因の究明を行い、再発防止の徹底を図るための措置を講ずることを命ずる。

なお、講じた措置については速やかに文書をもって報告されたい。